

安全で安心な暮らしの実現について

令和7年10月23日

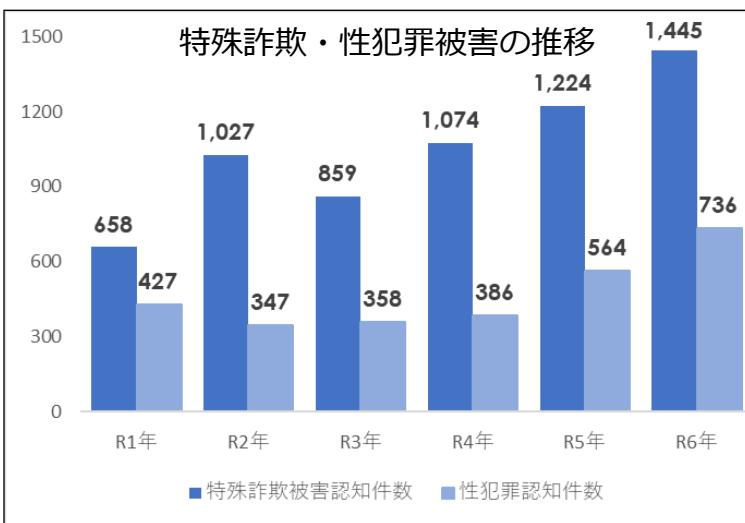
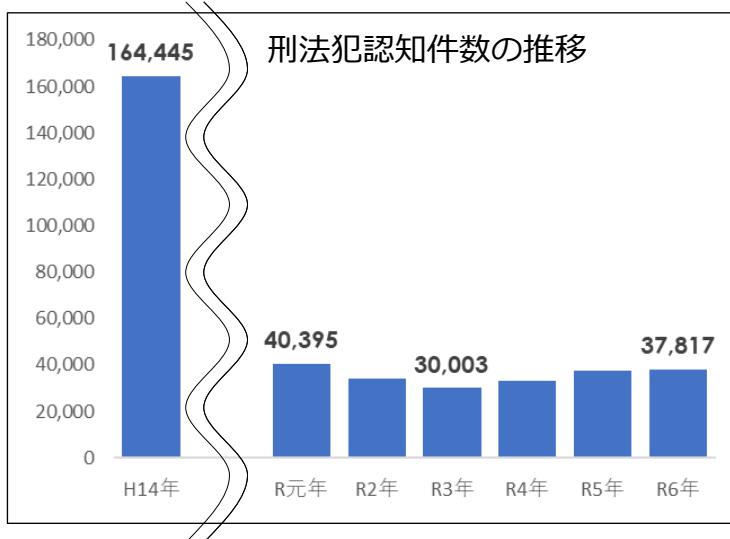
県民生活部 くらし安全課・特殊詐欺等対策課

目次

1	兵庫県内の犯罪の動向	P 3
2	地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援	P 4
3	安全で安心な環境の整備	P 9
4	犯罪被害者等支援の充実	P11
5	再犯防止対策の推進	P14
6	特殊詐欺等被害防止対策の推進	P16
7	交通安全対策の推進	P17

1 兵庫県内の犯罪の動向

- 令和6年の刑法犯認知件数は37,817件。平成14年のピーク以来、減少を続けていたが、令和4年以降、3年連続で対前年比増
- 特殊詐欺被害やSNS型投資・ロマンス詐欺被害の増加が著しいほか、性犯罪被害が犯罪成立要件の拡大もあり、大きく増加傾向
- 県民意識調査における「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合が令和5年度以降60%台に低下



【参考】

	R6年8月末	R7年8月末
刑法犯認知件数	24,441件	26,062件
特殊詐欺被害認知件数	808件	1,239件
性犯罪認知件数	467件	431件

※刑法改正により令和5年7月13日から強制性交等は「不同意性交等」、強制わいせつは「不同意わいせつ」に変更となり処罰範囲等が拡大

【「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う」人の割合】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
割合	82.8%	79.6%	70.3%	64.5%	68.0%

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(1) 地域安全まちづくり推進計画の推進と審議会の運営 (1,165千円)

第7期計画（令和7～9年度）に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的、計画的に推進

【第7期計画の概要】

基本理念	安全に安心して暮らすことができる「誰も取り残さない」持続可能な兵庫の実現
目標	<ol style="list-style-type: none">刑法犯認知件数の増加傾向を抑える特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害の増加傾向を抑える性犯罪被害の発生件数を減少させる子どもに対する声かけ・つきまとい等事案の発生件数を減少させる
目標達成に向けた行動	<p>行動 1 誰もが安全安心な地域をつくる 行動 2 犯罪が発生しにくい環境を整備する 行動 3 変化する犯罪から身を守る</p>

(2) ひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰 (210千円)

地域安全まちづくり活動に対する意欲を高めるため、活動に関して著しい功績のあった個人・団体を表彰

＜表彰件数＞ 個人5件、団体7件（令和6年度）



【表彰式（R7.3.12）】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(3) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営支援 (900千円)

安全で安心な兵庫の実現をめざす県民運動の推進母体として、地域団体、事業者団体、行政機関等による協議会の運営を支援



【ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要】

【協議会シンボルキャラクター マモリン】

会員団体数	110団体 (事業者26,青少年・教育団体25,防犯団体15,商工団体13,地域団体9 等)	
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域安全まちづくり表彰式の開催○防犯意識啓発グッズの作成○「マモリンレポート」の発行(令和7年度2回)○地域安全啓発キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none">○地域安全ポスターコンクールの開催 ＜募 集＞令和7年8月1日～9月12日＜参加校等＞参加校64校、応募数481点＜表 彰 式＞令和8年3月予定

(4) 地域安全兵庫県民大会の開催 (300千円)

地域安全まちづくりへの意識啓発として、県警・県防犯協会連合会と共に「県民大会」を開催

〈開催日〉 令和7年10月20日 〈開催場所〉 (公社)兵庫県看護協会ハーモニーホール
〈参加者数〉 約300人 〈内 容〉 防犯功労者表彰式、防犯講話等



【防犯功労者表彰式(R6)】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(5) まちづくり防犯グループの活動支援（783千円）

ア 地域安全まちづくり活動情報等の共有

県内各地で結成された「まちづくり防犯グループ」に対し、地域の犯罪情報や防犯活動情報を提供

イ 地域安全マップ作成支援

より効果的な地域の見守り活動を行うため、まちづくり防犯グループ等を対象に活動地域内の危険箇所等の点検、地域安全マップ作成に係る研修を実施

＜開催回数＞ 10回（各県民局・県民センター）

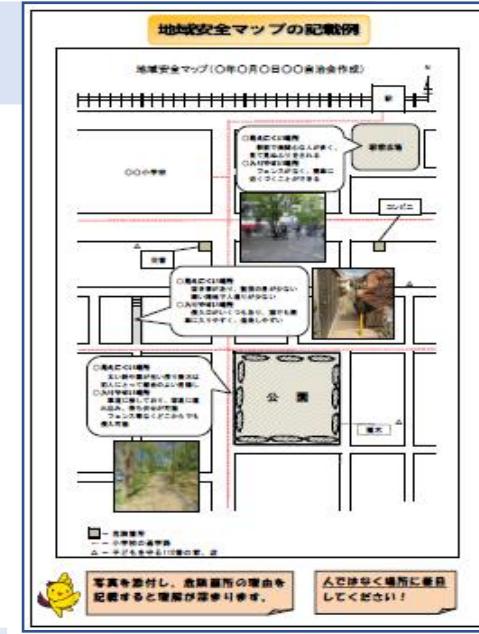
【まちづくり防犯グループの概要】

グループ数	1,836団体（令和7年9月末現在）	
構成団体等	自治会、P T A、婦人会 等	
活動範囲	単位自治会の区域、又は複数の単位自治会の区域（最大小学校区程度）	
主な活動内容	<input type="checkbox"/> 防犯パトロール <input type="checkbox"/> あいさつ・声かけ運動 <input type="checkbox"/> 門灯点灯運動	<input type="checkbox"/> 子どもの登下校時の見守り活動 <input type="checkbox"/> 防犯広報紙の作成・配布 <input type="checkbox"/> 地域安全マップの作成 等

ウ 防犯活動に参画する人材の育成

高齢者の防犯活動への参画を促進するため、高齢者大学等に地域防犯講座を設置し、県から講師を派遣

＜開催回数＞ 2回（いなみ野学園、但馬文教府）



【地域安全マップ例】

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(6) 地域安全まちづくり推進員の設置（2,222千円）

防犯グループのリーダー役として、自ら率先して活動に取り組むとともに、関係機関やまちづくり防犯グループなどとの連携・協働の調整等を行う「地域安全まちづくり推進員」を設置し、その活動を支援



【地域安全まちづくり推進員の概要】

【防犯グループによる見守り活動】

推進員数	2,264人（令和7年9月末現在）
活動内容	地域安全まちづくり活動の先導、活動グループの連携・協働の調整、活動グループの地域間交流の企画・実施、警察等関係機関との連絡調整
支援内容	身分証の交付、手引書の配布、ボランティア保険への加入、研修会の開催、犯罪・防犯情報の提供

【県民局・県民センター別推進員数（令和7年9月末現在）】

神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
339人	378人	173人	192人	165人	247人	579人	85人	36人	70人	2,264人

2 地域安全まちづくりの総合的推進と活動支援

(7) 子どもの安全安心確保（415千円）

「子どもを守る110番の家・店・車」を普及させるため、県警と連携して、協力者の開拓や制度の周知を図るとともに、ネットワーク会議を開催して防犯情報を共有

- 子どもを守る110番の家・店・車ネットワーク会議（県警・県・市町・事業者）
＜開催日＞ 令和8年1月予定
＜内 容＞ 子どもを取り巻く犯罪情勢、子どもを守る110番の家・店・車の取組状況等、防犯講演



【子どもを守る110番の家掲示例】

【子どもを守る110番の家等設置状況（令和7年9月末現在）】

区分	110番の家	110番の店	110番の車
対象	一般民家、個人商店 等	店舗	車両
実施主体	P T A、防犯協会 等	事業所団体等	事業所団体等
箇所数	53,469箇所	19,098箇所	27,070台

3 安全で安心な環境の整備

地域を構成する、県民、事業者、県、市町、県警、関係団体等が連携し、様々な空間や場面で犯罪の起きにくい安全で安心な環境を整備

(1) 防犯カメラ設置補助事業 (20,000千円 【R7当初 + R7.9補正】)

地域の見守り力の向上を図るため、市町が行う防犯カメラ設置補助事業に要する経費（まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に係る経費を対象）を助成

〈対象団体〉 市町（地域団体への間接補助）

〈助成額〉 市町補助額の1/2（1台あたり上限4万円）

〈助成件数〉 500か所相当（当初250か所+補正250か所）



【防犯カメラ設置例】

【平成22年度～令和6年度の補助箇所数】

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
補助数	64	166	261	232	383	392	493	487	492	490	484	489	440	400	292	5,565

3 安全で安心な環境の整備

(2) ひょうご地域安全SOSキヤッチ事業の推進 (5,380千円)

県民が日常生活の中で異変に気づいた際や、虐待、DV、いじめ等が疑われる場合等に、匿名でも通報できる窓口を運営し、速やかに適切な関係機関（警察等）に引継ぎ

＜電話番号＞ 078-341-1324 (いざツーホー)

＜開設日時＞ 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

【相談受付件数】

R5年度	R6年度	R7年9月末	男性	女性	実名	匿名
211件	218件	122件	75人	143人	82人	136人

【相談者の属性(令和6年度)】



【SOSキヤッチのチラシ】

(3) 客引き行為等の防止に関する条例の推進 (52,088千円)

「客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、客引き行為等の禁止地区※に指定する地域において、巡回・指導を実施

【指導状況】

	R5年度	R6年度
指導	60件	74件
勧告	35件	47件
命令	27件	32件
過料	19件	17件
公表	3件	10件



【客引き防止巡回・指導の様子】



【パトロール隊による巡回・指導(R7.5～)】

※客引き行為等禁止地区
三宮北部地域
阪急西宮北口駅北西地域
JR甲子園駅南側地域

4 犯罪被害者等支援の充実

「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」（R 5. 4 施行）及び「兵庫県犯罪被害者等支援計画」（R 6. 3 策定）に基づき、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、支援の充実を推進

（1）条例施行状況の検証（839千円）

- 条例施行後3年目を迎えることから、附則の規定に基づき検証委員会を設置し、条例の各条項に関連する施策の施行状況を検証のうえ、必要な措置を実施

【検証委員会委員】

氏名	役職等	氏名	役職等
寺田 真治	(一社)犯罪被害者の会・つなぐ会代表理事	谷本 紋	兵庫県警察本部警務部被害者支援室長
土師 守	新全国犯罪被害者の会(新あすの会)幹事	河瀬 真	(公社)ひょうご被害者支援センター理事
大岡 由佳	武庫川女子大学心理・社会福祉学部准教授	遠藤 えりな	(公社)ひょうご被害者支援センター事務局長
正木 靖子	弁護士		

（2）犯罪被害者等見舞金制度の運用（4,100千円）

- 犯罪被害に伴う予期せぬ経済的負担（葬儀、治療、転居等）を軽減するため、県独自の見舞金制度を創設
- 県内全市町が見舞金制度を実施しており、県・市町双方から受給可能な制度とすることで、日常生活を支援

＜R 6年度支給実績＞ 20件（死亡3件、重傷病17件）

＜見舞金制度の概要＞

- (1) 支給金額 死亡：30万円 傷害：10万円
- (2) 支給要件 国内で発生した故意の犯罪行為による死亡または重傷病
- (3) その他 親族間の犯罪、被害者の責に帰すべき行為があったときなどは支給しない場合あり

(3) 犯罪被害に関する相談への的確な対応（12,927千円）

ア 兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口の運営

- ・犯罪被害者等からの様々な相談に対応し、必要な支援を受けられるようサポートする総合的な支援窓口を令和5年10月に開設

〈電話番号〉 078-360-0783 (ゼロナヤミ)

〈開設時間〉 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

〈相談実績〉 81件 (令和6年度)



【兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口】

イ 支援調整会議の開催

- ・複数機関による支援が必要と考えられる事案に対し、県が中心となって関係市町、県警等の関係機関と支援内容を調整する支援調整会議を設置
- ・福祉サービス等に精通した専門職を配置・育成し、より充実した支援をパッケージ化して提案
- ・支援体制の充実に向け、市町等関係機関の担当者を幅広く集めた研修会を開催

〈開催実績〉 7回 (支援調整会議 2回、事前検討会議 5回)



【関係機関による支援調整会議の模擬訓練】

4 犯罪被害者等支援の充実

(4) 性犯罪・性暴力被害者への支援 (11,607 千円)

ア ひょうご性被害センター「よりそい」の運営

警察に相談できない性暴力被害者的心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、専用相談窓口を設け、面接助言、法律等専門相談、警察・医療機関等への同行支援、医療費助成等を実施

〈委託先〉 (公社) ひょうご被害者支援センター

〈電話番号〉 078-367-7874(ナヤミナシ)、
#8891(ハヤクワンストップ)

〈開設時間〉 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

※夜間・休日は、国設置夜間・休日コールセンターが対応

【相談対応・直接支援状況】

	R6年度	R7年9月末
電話相談	875件	712件
面接助言	23件	5件
法律相談	15件	3件
心理相談	19件	9件
同行支援	4件	4件
代理傍聴	10件	6件
医療費助成	0件	0件

イ 医療従事者向け専門研修の実施

子どもや男性が被害者となるケースが増加している現状を踏まえ、対象を産婦人科から小児科や泌尿器科など幅広い診療科の医療従事者等に拡大し、性犯罪被害の現状や被害者支援等に関する専門研修を実施

〈委託先〉 (特非) 性暴力被害者支援センター・ひょうご



【医療従事者向け専門研修の様子】

5 再犯防止対策の推進

令和5年7月に策定した「兵庫県再犯防止推進計画」に基づき、国、県、市町、関係機関・団体等と連携し、就業機会や住居の確保、満期出所者への支援等に取り組み、犯罪をした人等の立ち直りや社会復帰につなぐ。

(1) 再犯防止対策の推進 (628千円)

ア 関係機関によるネットワークの構築及び連携の強化

関係機関が一堂に会し、再犯防止に関する情報共有、支援施策の検討等を行うネットワーク会議や、満期出所者への円滑な支援について深掘りした意見交換を行うワーキンググループを開催

イ 民間支援団体等と連携した支援施策の実施

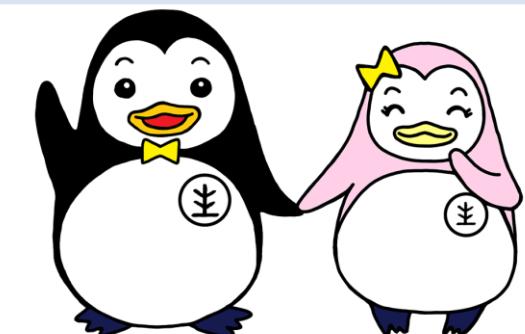
出所者等を受け入れている支援団体等と連携し、出所者等の受入拡大に向けた研修会を開催

(2) 「社会を明るくする運動」の啓発

犯罪をした人等が再び犯罪に手を染めないよう、国が提唱する「社会を明るくする運動」と連動し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生に係る啓発を実施

〈強調月間〉 令和7年7月

〈主な取組〉 広報啓発、法務省と連携した作文コンテスト等



【更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん】

5 再犯防止対策の推進

(3) 出所者等の孤立防止・居場所づくりの推進（2,372千円）

ア 再出発を目指す人たちとの交流会

出所者やその家族など、再出発を目指す人や支援者が集まる場の提供により、悩みの共有・意見交換等から孤立防止につなげ、立ち直りに向けた取組を支援

〈開催予定〉 当事者向け交流会、家族向け交流会 各5回

〈実施手法〉 民間支援団体に運営委託

イ 正しい知識を発信するフォーラム

- ・再出発を目指す人と向き合い、地域との架け橋として周囲の理解を深めていく「保護司」の活動のPRや魅力発信を通じて、保護司の役割を知ってもらい、担い手確保につなげるためのフォーラムを開催
- ・性犯罪や窃盗を繰り返す人は、認知のゆがみ（自己正当化や被害の過小評価等）により何度も同じ行為に及ぶケースが多く、こうした特性を本人や周囲が理解するためのセミナーを開催

内 容	講 師	参 加 者
担い手不足が課題となっている 保護司の活動内容啓発	現役保護司（4名）	行政・県警・教員の現役職員及びOB等
繰り返し犯罪を犯す人の特性と その対応等	学識経験者、更生支 援に携わる関係者	更生支援に携わる行政職員、保護司、警察官等

6 特殊詐欺等被害防止対策の推進

(1) 自動録音装置普及促進事業 (33,000千円【R6.2補正】)

独居高齢者など被害リスクが高く、対策が必要な世代を中心に

外付け自動録音機を配付

台数 5,000 台 (状況に応じて追加)

対象 65歳以上の高齢者

→ 配付台数 4,780 台 (9/30時点)



外付け自動録音機

(2) 進化する犯罪への対応 (10,000千円)

特殊詐欺や近年急増するSNS型投資・ロマンス詐欺などの新たな詐欺への対策を推進

(ア) 体験型講習会の開催

- ・固定電話やLINEによる詐欺体験講習会
- ・ゲーム型闇バイト対策プログラム体験授業
- ・特殊詐欺防犯演劇

(イ) 関係者による会議の実施

- ・特殊詐欺集中対策本部会議
- ・関係者連絡調整会議

(ウ) 特殊詐欺多発警報の運用開始 (R7.10~)



LINEによる詐欺体験講習会
(フレンテ西宮)



ゲーム型闇バイト対策体験授業
(豊岡南中)

7 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策の総合的推進 (423千円)

第11次兵庫県交通安全計画（令和3～7年度）及び令和7年度兵庫県交通安全実施計画に基づき、交通安全対策を推進

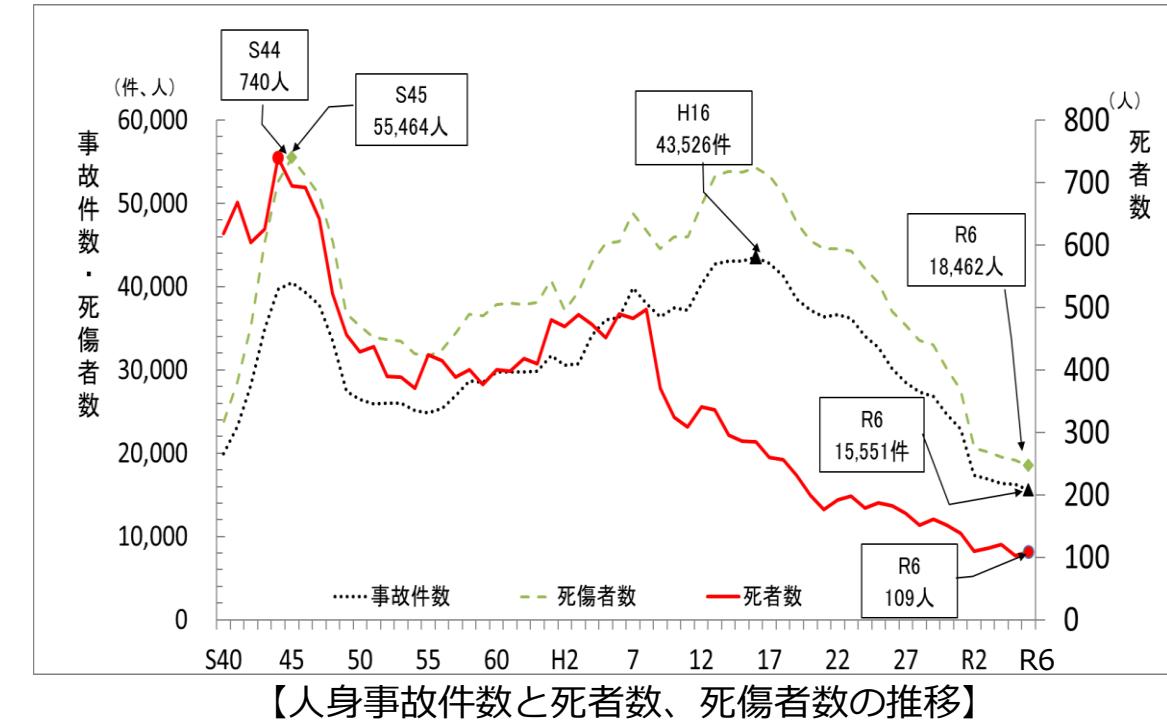
ア 第11次兵庫県交通安全計画の目標と主な取組内容

	道路交通		
	死者数	重傷者数	踏切事故件数
目標値 (R 6 実績)	80人以下 (109人)	1,000人以下 (972人)	0件 (5件)
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者、子供、障害者等の交通弱者の安全確保○歩行者の安全確保○自転車の安全確保○生活道路における安全確保○踏切道における安全確保		

イ 兵庫県内の交通事故情勢

交通事故死傷者数、人身事故件数はともに減少傾向。

令和6年中の交通事故死者数は109人（全国順位6位）で、昭和22年以降、過去2番目に少ない値となったが、最小であった令和5年から増加した。
(死者のうち約5割(55人)が高齢者)



7 交通安全対策の推進

(2) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進 (11,004千円)

兵庫県交通安全対策委員会を主体に、県民の参画と協働のもと、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」を目指し、県民運動を推進

ア 年間の運動等

(ア) 参加団体：推進機関・団体：83団体、協働団体：48団体

(イ) 啓発運動

四季の運動（春4月、夏7月、秋9月、年末12月）等年間を通じて
交通安全意識の向上を図る普及啓発活動に取り組む

(ウ) 交通安全広報啓発活動の実施

●交通安全県民大会の開催

<開催日>令和7年9月3日@（公社）兵庫県看護協会ハーモニーホール

<参加者数>約200人

<内容>交通安全功労者等への感謝状贈呈 等

●街頭での普及啓発等の広報活動

- ・警察・関係団体と連携して、街頭での交通安全普及啓発活動を実施
- ・四季の運動の啓発チラシ(計20万枚)を作成し、市町・関係団体に配布
- ・交通安全ネットワークに参加する事業所や団体等に対し、交通安全だよりを配信
(月1回定期配信と自転車事故等に対する注意喚起のための不定期配信)

種別	運動名
年間の運動	こども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動
	自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動
	飲酒運転根絶運動
	シートベルト・チャイルドシート着用運動
四季の運動	夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動
	横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動
	春の全国交通安全運動（4月）
	夏の交通事故防止運動（7月）
秋の全国交通安全運動（9月）	秋の全国交通安全運動（9月）
	年末の交通事故防止運動（12月）



【令和7年度交通安全県民大会】

7 交通安全対策の推進

(工) 交通事故多発地域対策・交通死亡事故多発時対策

交通事故多発地域対策	<ul style="list-style-type: none">交通事故の多発が懸念される市区町を「交通安全対策重点推進地域」に指定警察、関係機関・団体等と連携して交通安全啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締り等の交通安全対策を推進	〈令和7年度指定〉 神戸市北区、西宮市、宝塚市、相生市、赤穂市、南あわじ市、太子町 計7市区町
交通死亡事故多発時対策	<ul style="list-style-type: none">交通死亡事故が短期間に多発したとき、交通死亡事故多発警報（県内全域）や交通死亡事故多発注意報（県民局等単位）を発令広く県民に注意喚起を図るとともに、交通安全活動を強化	〈注意報発令状況〉 中播磨地域 (R7.2.6～R7.2.15)

(オ) 交通安全推進市町に対する顕彰

交通事故の発生を一定期間抑止、又は交通事故死者数及び人身事故件数を減少させた市区町に対して、兵庫県交通安全対策委員会会長（知事）名で顕彰を実施

〈顕彰状況〉 10市区町（令和7年9月末現在）

7 交通安全対策の推進

イ こどもの交通安全対策

(ア) 児童等を対象とした交通安全教室

児童等に交通ルールや自転車の正しい乗り方を指導

[令和7年度] 92回 9,076人（令和7年9月末現在）

(イ) ひょうご児童等交通安全ネットワーク

学校を通じて、小・中・高校生及び保護者等へ交通安全だよりを配信



【児童を対象とした交通安全教室】

ウ 高齢者の交通安全対策

(ア) 高齢者交通安全対策重点推進地域

高齢者の交通事故死者数の多い2市区を推進地域に指定し、重点的に啓発チラシを配布

[令和7年度指定] 姫路市、尼崎市

(イ) 交通安全シルバー元気アップ事業

高齢者等に対する出前式の参加・体験・実践型の「元気と交通マナーアップ出前講座」などの啓発事業を実施

[令和7年度] 29回 2,630人（令和7年9月末現在）

(ウ) 高齢者大学での交通安全教室

兵庫県高齢者大学において、安全運転サポート車の乗車体験・車の死角体験等を行う交通安全教室を実施

[令和7年度] 4箇所 4回 400人（令和7年9月末現在）



【高齢者大学での交通安全教室】

7 交通安全対策の推進

工 歩行者の交通安全対策

(ア) 横断歩道合図 (アイズ) 運動プラスの推進

歩行者とドライバーがお互いに合図をすることで交通事故を抑止する「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」の啓発を実施

(イ) 横断歩道歩行者優先宣言

業務用車両を有する事業者に「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同を呼びかけ、横断歩道では歩行者優先を徹底する安全運転の実践を推進
〈宣言事業所〉 2,199事業所（令和7年9月末現在）

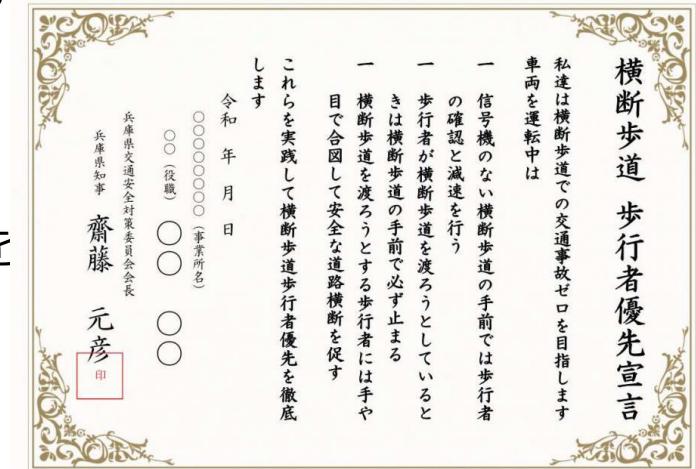
才 飲酒運転の根絶

(ア) 飲酒運転追放宣言

酒類を提供、販売する事業者等が「三ない運動」を実践する飲酒運転追放宣言を行い、飲酒運転を許さないという気運を醸成
〈宣言事業所〉 3,902事業所（令和7年9月末現在）

(イ) キッズ交通保安官・ファミリー隊

小学生とその保護者を対象に、家族や地域に飲酒運転の防止を呼びかけるキッズ交通保安官・ファミリー隊として任命
〈キッズ交通保安官〉 627人
〈ファミリー隊〉 449人（令和7年9月末現在）



【横断歩道歩行者優先宣言】



【キッズ交通保安官】

7 交通安全対策の推進

力 自転車の交通安全対策

(ア) 自転車交通安全対策重点推進地域

自転車の交通事故が多い6市区を推進地域に指定し、市町等と連携した自転車安全利用に関する啓発を実施

自転車交通安全対策重点推進地域（R7年度指定）

神戸市長田区、中央区、姫路市、高砂市、川西市、加古川市

(イ) 高校生向け自転車交通安全教室

スタントマンによる交通事故の実演(スケアード・ストレイト)を見て、交通ルールを遵守することの大切さを学ぶ交通安全教室を県内高等学校（3校）で実施



(ウ) 法改正に伴う自転車利用ルールの普及啓発

交通安全協会・県内の美術大学と協力して啓発動画を作成。松本セイジ氏からデザイン提供を受けた広報物を使用して啓発活動を実施

【高校生向け自転車交通安全教室】



(エ) 自転車安全利用モデル校

条件に合致した生徒主体で自転車交通安全の取り組みを企画・実践する高等学校をモデル校に認定し自転車用ヘルメットの無償配布を実施
<自転車安全利用モデル校> 16校 (令和7年9月現在)

【松本セイジ氏からデザイン提供を受けた広報物】

(3) 交通事故被害者支援の推進 (8,014千円)

交通事故に係る各種相談に応じる常設の交通事故相談所を開設して、被害者支援活動を推進※12～13時を除く

名 称	場 所	相談曜日(9～16時※)	相談員数
兵庫県交通事故相談所 本所	神戸ハーバーランド 庁舎	月・火・木・金	2人
" 姫路支所	県姫路総合庁舎	水	1人（本所兼務）
" 豊岡支所	県豊岡総合庁舎	水	1人